

# 八潮市就学指定校変更・区域外就学許可基準

八潮市教育委員会

区 分		許可基準	許可期間	確認又は添付書類	
転	小学校	1～4年	4月1日以降に転居し、通学に支障がない場合	学年末まで	
		5・6年		卒業するまで	
	全学年	市内転居前・後の住所が同一中学校区である場合	卒業するまで		
居	中学校	全学年	4月1日以降に転居し、通学に支障がない場合	卒業するまで	
転出	小学校 中学校		4月1日以降に転居し、通学に支障がない場合	学年末まで	転出先市区町村の住民票
兄弟姉妹関係		転居又は転出で卒業までの指定校変更または区域外就学の許可申請をした兄弟姉妹が、同一校に在学中の児童生徒の場合		兄又は姉が卒業するまで	転出者においては、その市区町村の住民票
		兄又は姉が指定校変更許可により就学が認められている同一校への児童生徒の入学		小学校については、兄又は姉が卒業するまで 中学校については、卒業するまで	
住民異動予定		住宅の購入等により転居が確定している場合で通学に支障がないと認められる場合		転居期日まで	事実を確認できる書類 (建築請負契約書・売買契約書の写し、移住証明書等) 市外居住の転入予定者においては、その市区町村の住民票
身体的理由		身体的理由により通学に支障がある場合		申立ての理由が消滅するまで	医師の診断書等、事由を証明するに足る書類
留守家庭		保護者の就労状況等により、下校時の保護に欠ける状況がある場合		小学校6年生まで・毎年度更新 中学校は認めない	勤務証明書 市外居住者においては、その市区町村の住民票
いじめ・不登校等		いじめや不登校等が原因で、通学が困難な状況にある場合		教育委員会が相当と認める期間	教育委員会が必要と認める書類
その他教育委員会が相当と認める場合				教育委員会が相当と認める期間	教育委員会が必要と認める書類

令和8年2月18日改正